

児童生徒等及び高齢者の皆さまへ 自転車ヘルメットの購入を補助します

自転車による交通事故被害を軽減させる自転車乗車用ヘルメットの着用促進を図るため、愛知県と協調し自転車ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

【対象者】 対象者1人につきヘルメット1個で1回限りです。

市内在住※で、平成20年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた方

市内在住※で、昭和37年4月1日以前に生まれた方

※住民基本台帳法により記録されている方に限ります。



【申請の期限】 1または2のいずれか早い日までです。

1 令和8年4月1日以降で、購入した日から起算して90日を経過した日

2 令和9年3月15日(月)

【対象のヘルメット】

令和8年4月1日以降に購入した、以下のいずれかの安全性の認証を受けている新品の自転車用ヘルメットに限ります。バイク用、歩行者用、工事用など、自転車以外の用途のヘルメットの購入には使用できません。



※CE マークは EN1078 規格のみ対象となります。

【補助金額】

ヘルメットの購入費用の2分の1・上限2,000円

10円未満端数切捨て・予算がなくなり次第終了します。

【手続きに必要なもの】 詳細は裏面をご覧ください。

① 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1)

② 振込口座の金融機関と口座番号が分かるもの(カード・通帳など)

③ 領収書(レシートは不可)

領収書が発行できない店舗で購入した場合は、購入店舗で申請書兼請求書に直接証明を受けてください。

インターネットで購入する場合は、領収書の出力が可能なサイトで購入してください。

④ 購入したヘルメットの安全性の認証マーク(上記ロゴマーク)が分かるもの

【申請方法】

まちづくり推進課(西庁舎2階)へ申請してください。TEL:(0568)22-1111

職員が安全性の認証マークを目視確認しますので、郵送やインターネットでの申請はできません。

申請から補助金交付までの流れ

対象のヘルメットを購入(市内・市外・インターネットなど)

(インターネットで購入する場合は、領収書の出力が可能なサイトで購入してください。)

次の書類などを用意して、まちづくり推進課(西庁舎2階)で申請

- ① 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付申請書兼請求書
→まちづくり推進課窓口または市ホームページで入手してください。
- ② 振込口座の金融機関と口座番号が分かるもの
- ③ 領収書(レシートは不可)
→領収書が発行できない店舗で購入した場合は、購入店舗で申請書兼請求書に直接証明を受けてください。
- ④ 購入したヘルメットの安全性の認証マークが分かるもの
→職員が目視確認しますので、**現物・保証書・説明書・カタログ**など、**安全性の認証マークが分かるもの**をお持ちください。

市役所から交付決定兼確定通知書が届き、補助金が振り込まれます

指定口座に入金されるまでに1か月半程度かかります。

【自転車事故に備えた保険に加入しましょう】

近年、自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額の損害賠償を命じる判決が相次いでいます。

このことから、愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』を令和3年4月1日に施行し、同年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入を義務と規定しました。

万が一のときに備えて、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

【自転車用ヘルメットの代表的な安全基準】

- SGマーク 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したもの
- JCFマーク 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したもの
- CEマーク 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したもの(対象はEN1078規格のみ)
- GSマーク ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したもの
- CPSCマーク 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したもの
(ロゴマークは表面をご覧ください)

※このチラシに記載のない事項は、北名古屋自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱に基づきます。